

件名	該当者	手続方法等	お問い合わせ
駐車許可証	許可証等の交付を受けている方	住所変更の手続は必要ありません。	埼玉県小川警察署(交通課) 〒355-0321 比企郡小川町大字小川334 TEL0493-74-0110
通行禁止道路通行許可証	許可証等の交付を受けている方	住所変更の手続は必要ありません。	埼玉県小川警察署(交通課) 〒355-0321 比企郡小川町大字小川334 TEL0493-74-0110
猟銃・空気銃所持許可証	許可証をお持ちの方	住所変更の手続は必要ありません。	埼玉県小川警察署(生活安全課) 〒355-0321 比企郡小川町大字小川334 TEL0493-74-0110
銃砲刀剣類所持許可証	銃砲刀剣類所持者		
猟銃用火薬類等譲受許可証	猟銃等所持者		
旅券(パスポート)	旅券(パスポート)所持者	住所変更の手続は必要ありません。最終ページの「所持人記入欄」の現住所等をご自身で訂正いただいて結構です。ただし、他のページに書き込みをすると旅券(パスポート)が無効となりますのでご注意ください。	埼玉県パスポートセンター川越支所 〒350-1122 川越市脇田町105 アトレ7F TEL049-229-1520
旅券(パスポート)	旅券(パスポート)申請者	旅券(パスポート)発給申請のために申請時6か月以内に取得した住民票、戸籍謄本(抄本)は合併前のものでも使用できますので、再度取得する必要はありません。	

第9回都幾川村・玉川村合併協議会が開催されます。

第9回都幾川村・玉川村合併協議会

日時:平成17年12月2日(金)

午後2時から

場所:玉川村文化センター(アスピアたまがわ) 2階会議室

傍聴については事務局へお問い合わせください。

日時・場所については、都合により変更になる場合があります。

なお、傍聴定員は原則30名以内で開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。

発行 都幾川村・玉川村合併協議会事務局
 〒355-0396 比企郡都幾川村大字桃木32番地
 TEL 090-4374-5165
 090-8645-4361
 ホームページ <http://www.tokitama.jp>